

令和 8 年度宮城県人口減少・少子化等地域対策強化事業費補助金募集要領
(宮城県気仙沼地方振興事務所)

1 目的

宮城県気仙沼地方振興事務所管内（気仙沼市及び南三陸町）では、民間事業者において人口減少等による人材不足等といった課題を慢性的に抱えている。

更に、ここ数年、管内の新規高卒者のうち、管内での就職を希望した生徒が減少していることから、従来の高卒者を念頭とした採用計画を立てることが困難になっているため、新規大卒就職者、既卒者のほか、障害者や引きこもり等多様な人材の採用を視野に入れる必要がある。

しかしながら、受け入れに当たっては、自社の意識改革、業務体制や人材育成の見直し等が必要になることから、こうした受入態勢の整備に対する取組に対し、支援を必要とする事業者を募集する。

2 補助対象事業

3 の補助対象者が取り組む人材確保・定着に資する取組であること。

(主な取組例)

- ・人材確保に向けた意識改革のための社員研修などの人材育成事業
- ・多様な人材の受け入れに成功した先進事例企業への視察
- ・人材の受け入れにあたっての業務体制の見直し・診断のための外部専門家の招聘
- ・新規大卒就職者等多様な人材の受入後に適切な業務指示や育成ができる態勢整備
- ・大学生や既卒者を対象にしたインターンシップや企業説明会、交流会等

など

3 補助対象者

(1) 補助対象となる団体等

補助対象者は次に掲げるとおりとし、以下①の場合は、構成員の中から代表者を設けること。

- ① 管内の 3 以上の民間事業者（個人事業主を含む。以下同じ。）で構成する団体又はグループ
- ② 管内の商工会議所又は商工会

(2) (1) ①の団体とその構成員は次のすべての条件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当するものでないこと。
- ② 本要領施行時から第 8 の交付申請書提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成 9 年 11 月 1 日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。
- ③ 宮城県の県税を滞納していないこと。
- ④ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

(3) 補助対象者は、その構成員を明確にすること。

4 補助率及び補助限度額

(1) 補助率及び補助限度額は下表のとおりとする。

補助率	2分の1以内
補助限度額	75万円

(2) 補助額は、応募があった団体の数並びに審査の結果により、予算の範囲において、申請があった額を下回る場合があることに留意すること。

(参考) 補助金交付額の考え方

補助金交付決定者	特に優れた取組を行う補助事業者	優れた取組を行う補助事業者
2者の場合	75万円程度	60万円程度
3者の場合	55万円程度	40万円程度

※ただし、いずれも補助率2分の1による額を超えない範囲とする。

5 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

【補助対象経費】

費目	内容	備考
謝礼	外部専門家等に対する謝礼等	
旅費	補助事業実施に必要な旅費等	
食糧費	外部専門家等に対する茶菓代（アルコール類は除く）	
消耗品費	補助事業実施に必要な最低限な事務用品、啓発資材等の購入費等	
印刷製本費	チラシ、資料、報告書等の作成費等	
委託料	補助事業実施に必要な業務委託にかかる経費等	
通信運搬費	補助事業実施に必要な郵送料、運搬費等	
使用料・賃借料	補助事業実施に必要な会場使用料・器具の使用等にかかる経費等	
保険料	補助事業実施に必要な保険料等	
その他知事が必要と認める経費		

6 補助対象期間

補助金交付決定日から令和9年3月31日（水）又は事業完了した日のいずれか早い日まで

7 スケジュール

募集開始：令和8年7月28日（火）

受付期間：令和8年7月28日（火）から8月28日（金）まで

募集終了：令和8年8月28日（金）午後5時（必着）

選定結果の通知、補助事業交付決定：令和8年9月上旬（予定）

8 申請書・事業計画書等の提出

(1) 提出書類

- ① 交付申請書 ※交付要綱 様式第1号
- ② 事業計画書 ※交付要綱 様式第1-1号
- ③ 事業概要書（事業内容を詳細に記載したもの）※別紙様式①
- ④ 団体・グループの構成員の同意書 ※別紙様式②
- ⑤ 経費内訳（事業費の積算根拠。業務委託の場合は見積書を添付）※任意様式
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書 ※参考様式あり
- ⑦ 全ての構成員の納税証明書（県税）

（3（1）②の場合、④、⑥、⑦は不要）

※様式は宮城県 Web サイト <https://x.gd/v0cg4> よりダウンロードすること。

※①から⑥の書類については、押印不要とする。

(2) 提出期限

令和8年8月28日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

電子申請又は郵送（持参可）により提出すること。

①電子申請（みやぎ電子申請システム「Logo フォーム」）

下記リンク先から申請すること。なお、（1）⑦の納税証明書については、別途②に記載の住所宛てに郵送にて提出すること。

交付申請：<https://logoform.jp/form/GQGB/1474305>

実施報告：<https://logoform.jp/form/GQGB/1474506>

変更・中止（廃止）：<https://logoform.jp/form/GQGB/1474501>

概算払いの請求：<https://logoform.jp/form/GQGB/1474484>

その他申請：<https://logoform.jp/form/GQGB/1474305>

②郵送

下記住所宛て提出すること（消印無効・必着）

宮城県気仙沼地方振興事務所地方振興部商工・振興班

〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6

TEL：0226-24-2593（直通）

(4) 留意事項

- ① 1団体等が応募できる件数は1件に限るものとし、その団体等の構成員は別の団体等の構成員として重複して応募することはできない。
- ② 必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがある。
- ③ 郵送により提出する場合、提出書類は、A4サイズを基本とし、ファイル綴じやホチキス留めせずクリップ留めで提出すること。
- ④ 提出された書類は返却しない。

9 交付決定（採択）

- (1) 提出書類の内容を審査の上、予算の範囲内で交付決定を行う。
- (2) 提出書類の内容を確認するため、ヒアリングを行う場合がある。

10 交付決定（採択）の件数

2～3 件程度

11 その他

- （１）補助対象事業として採択された場合、本県公式ウェブサイト等において補助事業者の名称及び取組内容等を公表する。
- （２）提出された事業提案等は行政文書となるため、情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
- （３）提出書類の審査の結果、一定の基準に満たない場合、採択を行わない。
- （４）予算に残額がある場合は、追加募集を行うことがある。

12 問合せ先

宮城県気仙沼地方振興事務所地方振興部商工・振興班

〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6

TEL：0226-24-2593（直通）

E-mail：ksts@pref.miyagi.lg.jp